

内閣参質二〇七第三五号

令和四年一月七日

内閣総理大臣 岸田 文雄

参議院議長 山東 昭子 殿

参議院議員浜田聰君提出岸田内閣政務三役等のマイナンバーカード取得状況等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員浜田聰君提出岸田内閣政務三役等のマイナンバーカード取得状況等に関する質問に対する

答弁書

岸田内閣における国務大臣、副大臣、大臣政務官及び内閣総理大臣補佐官（以下「政務三役等」という。）のうち、個人番号カードを取得していない者の割合は、約四パーセントである。個人番号カードを取得していない者は、下野六太農林水産大臣政務官、加藤鮎子国土交通大臣政務官及び中川康洋環境大臣政務官であり、全員個人番号カードを申請済みである。

マイナポータルの利用者登録及び個人番号カードの健康保険証利用のための登録は、個人番号カードを取得していないと行うことことができず、政務三役等のうち、マイナポータルの利用者登録をしていない者及び個人番号カードの健康保険証利用のための登録をしていない者の割合は、約四パーセントであり、マイナポータルの利用者登録をしていない者及び個人番号カードの健康保険証利用のための登録をしていない者は、前述の者と同じである。

政府としては、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和三年十一月二十四日閣議決定）等において、個人番号カードの普及促進や利便性向上に取り組むこととしていることを踏まえ、全ての政務三役等におい

て、個人番号カードの取得、マイナポータルの利用者登録及び個人番号カードの健康保険証利用のための登録が速やかになされることが望ましいと考えている。